

補助金等の適正化に向けた基本方針



令和5年10月 策定

令和6年 3月 改訂

南島原市

目次

01	基本方針策定の趣旨.....	1
02	基本方針を適用する補助金等.....	2
03	補助金等適正交付の評価基準.....	3
04	補助金等の見直しのガイドライン.....	4
	(1) 終期設定	4
	(2) 最適な執行方法の選択.....	4
	(3) 公募の原則	5
	(4) 補助額、補助率、補助単価等の適正化.....	5
	(5) 補助対象経費の明確化.....	5
	(6) 上乘せ・横出し補助.....	6
	(7) 補助金等の整理統合.....	6
	(8) 少額又は執行率の低い補助金等.....	6
	(9) 団体運営補助金の検証・見直し.....	7
	(10) 交付団体の財務状況等の把握・検証.....	7
	(11) 補助金等の評価基準の設定.....	8
	(12) 実績報告等.....	9
	(13) 情報公開・公表.....	9
05	補助金等の見直しの方法.....	10
	(1) 見直しの終期	10
	(2) 見直しの方向性等の検討.....	10
	(3) 見直しの方向性等の決定.....	10
06	新規補助金等の制度設計.....	10
07	その他	10
08	補助金等適正化の流れ.....	11
様式1	12
様式2	13
様式3	16

01 基本方針策定の趣旨

補助金の支出は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2に規定する「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠として行っています。

「公益上の必要性」には、不特定多数の利益の増進に寄与するものであることに加え、客観的に見て行政が公費を支出する必要性が高いことが求められており、この根拠に基づき支出される補助金は、市が公益性を認めた特定の事業や活動について行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として重要な機能を果たしています。

一方で、補助金はその成果や効果が曖昧である場合や、団体構成員が減少しているにもかかわらず定額の補助を受けているもの、長年にわたり特定の団体等に交付され続けるなど、既得権益化しやすいことなどの問題点も指摘されています。

こうした中、本市では令和2年度に策定した「第4次南島原市行政改革大綱」において、選択と集中による行財政運営の取組みの一つとして、限られた財源の中で、予算を必要性の高い事業に重点的に配分するなどの「選択と集中」による行政運営を図るために、補助金等を含めた全ての「事務事業の見直し」を掲げています。

また、本市の財政状況は、これまでの財政健全化への取組の結果、経常収支比率は安定しているものの、自主財源に乏しく、令和5年8月に策定した「南島原市中期財政見通し」によれば、今後も厳しい財政運営を余儀なくされることが見込まれており、補助金を含めたあらゆる歳出の見直しが、本市の財政運営上の喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市の補助金等に対する考え方を明確にし、検証・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針として、補助金等の適正化に向けた基本方針(以下「本基本方針」という。)により、今後補助金等の適正化を図ることとします。

02 基本方針を適用する補助金等

本基本方針の適用対象は、南島原市補助金等交付規則(平成18年3月31日規則第35号)第2条第1項に定める「補助金」及び「その他相当の反対給付を受けない給付金で市長が別に定めるもの」とし、具体的には歳出予算科目「18節 負担金、補助及び交付金」のうち、「2細節 補助金」及び「3細節 交付金」(企業会計においては、これに相当するもの。交付金は、南島原市補助金等交付規則に基づき交付するものに限る。)、並びに「19節 扶助費」を対象とします。

ただし、「国県補助金等(義務補助)」に該当するものは、当該補助金の制度創出・改廃等に対し本市の裁量権がないため、本基本方針の適用対象外とします。

○対象とする補助金(制度別補助金分類)

- (1)国県補助金等(補助裏義務負担含む)……対象外
- (2)市独自の制度に基づく補助金等(国県補助の上乗せ横出し補助含む)……対象

また、本基本方針の適用にあたっては、支出の目的や性質により、次のとおり分類します。

図表 対象とする補助金等の分類

分類		内容
給付金等		社会情勢や少子高齢化対策等、政策的判断等により要件を満たした個人や事業所に対して支給するもの。親元就農者補助金、出産子育て応援給付金、事業応援支援金、原油価格・物価高騰対策支援金等。
団体運営費補助金		団体等が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体等の運営に必要な基礎的経費を補助するもの(公益上必要とされる業務を執行している団体への財政支援)。
事業費補助金	イベント補助金	公益的なイベント、又は市が実施主体の一員として開催するイベントの実施に対して補助するもの。
	建設補助金	公共性・公益性の高い施設等の建設、整備、修繕等に対する補助。自治会集会所設置事業費補助金、光ファイバ整備補助金等。
	その他補助金	市の政策推進のため、特定の事業や取組に対して奨励的に補助。リフォーム補助金、農地等有効活用推進事業費補助金等。

03 補助金等適正交付の評価基準

補助金等が適正に交付されているかの判断にあたって、五つの基本的な視点に着目して評価を行います。それぞれの視点に対して、本市としての評価基準を『図表 補助金等の基本的な視点に対する評価基準』のとおり定め、補助金等の交付に当たっては、常に評価基準に照らし、適正な公金支出に取り組むこととします。

なお、評価基準を満たしていないものについては、当該補助金等の廃止も含め、そのあり方を早急に見直す必要があります。

図表 補助金等の基本的な視点に対する評価基準

基本的な視点	評価基準
公益性	補助事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか
	補助金等の効果が広く市民の利益に寄与しているか
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要性があるか
妥当性	補助金額・補助率・補助対象経費等は適正であり、妥当かつ明確であるか
	近隣市の類似の補助金等と比較し、均衡を欠いておらず妥当であるか
有効性	補助事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮されているか
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が最適な手法であるか
公平性	補助交付先は適正・公平に決定されているか
	長期間同一対象者に補助金等を交付し、特権的な恩恵を与えていないか

04 補助金等の見直しのガイドライン

補助金等の適正交付のため、基本的な視点に対する評価基準のほか、以下の項目を統一的な見直しガイドライン(考え方・進め方)として定めます。各項目の適合状況を定期的に確認し、ガイドラインに適合しないものは、合理的な理由がない限り見直しを行うこととします。

なお、見直しガイドラインとは異なる取扱いを行う合理的な理由がある場合は、その理由を明らかにすることとします。

(1) 終期設定

補助金等は、一度制度を創設すると、その効果検証が曖昧なまま支出を続けてしまう場合があります。また、長期間にわたる補助金等支出の弊害として、交付先の既得権益化や自立運営の阻害のほか、一定の支出が固定化されることにより、新たな行政課題に対する財源確保が困難となることが挙げられます。

人口減少等変化が著しい昨今の社会経済情勢においては、補助金等の交付が今後も継続して必要か、これまでと同じ形の支援でよいかなど、定期的に検証を行う必要があります。

見直しガイドライン

- ①全ての補助金等について、最長3年間で終期を設定することとします。ただし、個別の計画において計画推進のための施策として位置付けられている補助金等で、計画終了年度における目標値が定められており、5年以内に計画期間が終了するものについては、計画終了年度を終期とします。
- ②終期に合わせ、制度の継続可否を含めた見直しを実施することとします。
- ③「国県等補助金」については、補助制度の終了に合わせて市の補助も廃止することとし、市単独での制度継続は行わないこととします。

(2) 最適な執行方法の選択

補助金等は、交付先が自主的に行う事業に交付するものであり、また、それによる反対給付を求めるものではありません。したがって、これらに該当しないもので市が財政支出をする必要があるものについては、補助金等以外の適切な方法で執行することが求められます。

見直しガイドライン

- ①本市からの依頼等により補助事業が実施されており、対象経費の全額を補助しているなど、本来市が主体となって行うべき事業の代替としての性質を有しているものや、反対給付として役務の提供があると認められるものは、委託による実施や市の直接執行、事業の必要性や効果によっては廃止することとします。

(3) 公募の原則

特定の団体に対する補助金等の交付は、公平性の観点から慎重に行うべきであり、状況変化や問題点などについて常に検証する必要があります。特に、同様の取組みを行う団体が複数ある場合には、特定の団体のみに補助金等が交付されるという恣意的な判断は避ける必要があります。また、制度開始当初は補助目的を達成し得る団体が一つしか存在しておらず、非公募によりその団体に補助金等が交付されている場合、現在もその状況に変わりがなく、公平性が保たれているか確認する必要があります。

見直しガイドライン

- ①補助目的を達成し得る対象が複数存在する場合は、公募により広く補助対象者を募ることとします。
- ②公募に当たっては、補助対象者に対し、市ホームページや広報紙、チラシなどにより十分な周知を図ることとします。

(4) 補助額、補助率、補助単価等の適正化

補助金等交付額、補助率、補助単価等については、補助金等の交付先と本市との役割分担や負担割合、補助事業の成果、執行状況、近隣市における類似の補助金等との比較、交付先の財務状況等を勘案し、市民の理解を得られるような適切かつ妥当な水準を設定することが必要です。

見直しガイドライン

- ①補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、官民の役割分担の観点などからも、原則として2分の1以内とします。
- ②2分の1を超える補助率を設定しているものは、事業実施の効果検証を基に妥当な水準となるよう見直し、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を実現できない場合や、補助目的の早期実現を図る必要がある場合などは、広く一般に説明できるよう、その理由を整理し、明確化することとします。

(5) 補助対象経費の明確化

補助金等の対象経費は、社会通念上、補助対象とすることが適切と認められるものに限られなければならない。特に、団体の運営費の中には、直接公益的な事業に結びつかないと判断される経費もあることから、それらを補助対象から除外する必要があります。

また、事業の柔軟性を求めるあまり、補助対象を細かく定めておらず、申請された内容について補助対象に該当するか判断の余地が生じているものは、妥当性の観点を踏まえた対応が必要です。

見直しガイドライン

- ①補助対象経費は、各補助金等交付要綱に具体的かつ明確に記載することとします。
- ②慶弔費、交際費、懇親会費など、公益性との結びつきが薄いと判断される経費は補助対象外とします。
- ③本市の水準から著しく逸脱した人件費、報償費、旅費などは、本市の水準までを補助対象とします。

(6) 上乘せ・横出し補助

地方公共団体の経費は、目的を達成するために必要かつ最小限で支出しなければなりません。国や県の補助金等についても、この考え方に基つき補助率や補助対象が定められていると考えられます。したがって、それらに対し安易に補助率の上乗せや補助対象の拡大（以下「上乘せ・横出し補助」という。）をすることがないように留意する必要があります。

見直しガイドライン

- ①国や県など他団体の補助金等に対し、本市独自に上乘せ・横出し補助を行う場合は、補助制度の考え方を確認するとともに、近隣自治体の同様の制度等を勘案し、上乘せ・横出し補助を行う必要性や効果を十分に検討することとします。

(7) 補助金等の整理統合

交付先となる市民又は団体の申請・実績報告等の交付手続の簡素化・省力化をはじめ、本市における事務の効率化・迅速化の観点からも、整理統合を進める必要があります。

また、目的や内容が重複、類似する補助金等が交付先団体に対する二重補助になっていないか検証する必要があります。

見直しガイドライン

- ①目的や内容が重複し、又は類似する補助金等は、整理統合を図ります。

(8) 少額又は執行率の低い補助金等

事業規模に対する補助金額や、1件当たりの補助金額が小さいものは、少額であることもあり、必要性や有効性の検証が曖昧なまま交付し続けてしまう可能性があります。

また、執行率が低い補助金等については、当初の目的が達成された、市民ニーズの変化等により補助金等支出の効果がなくなっているなど、補助金等が活用されない様々な要因が考えられるため、適切な措置を講じる必要があります。

補助金等の執行に当たっては、金額の多寡に関わらず一定の事務手続きが必要であるため、事務負担の軽減の観点からも制度の継続が妥当であるか検討する必要があります。

見直しガイドライン

- ①「イベント補助金」については、交付先の団体等において補助額が総収入額の10%未満と、必要性や有効性が低いと見受けられる場合、廃止を検討することとします。
- ②直近2年間の予算の執行率が50%未満のものについては、その要因を十分に検証し、必要性が確認できない場合は、内容の見直し等による補助金等の減額、廃止を進めます。

(9) 団体運営補助金の検証・見直し

交付先団体への運営費補助は、補助金等の使途が特定の事業に限定されず、(5)のとおり補助対象経費が曖昧になり、補助金等の交付による事業効果がわかりにくいという側面をはじめ、補助金等そのものの既得権化、補助金等への依存状態が続くことによる交付先団体の自主性・自立性が阻害される要因となることが指摘されています。

一方で、市内の関係団体の中には、本来市が直営で行うべき業務をアウトソーシングする形で実施するために設立し、その活動原資を補助金という形で支えてきた経緯もあります。

このため、団体運営に対する補助金等は、交付先団体との協議を行い、団体の運営目的や財務状況などを踏まえ、本市が助成を継続する意義を十分に検証する必要があります。

見直しガイドライン

- ①新たな自主財源の獲得や団体運営費の削減などの実現可能性を検討し、交付先団体が自立して運営できる体制への移行を、交付先団体と協議することとします。
- ②交付先団体が既に自主的な運営が可能であり、補助金等への依存度が低い状況である場合は、速やかに補助金等の廃止又は縮小を図ります。
- ③補助事業の目的及び使途を明確にした事業費補助への移行を、順次進めることとします。

(10) 交付団体の財務状況等の把握・検証

毎年特定の団体等に同一の補助金等を交付しているものについては、補助金等への依存度が高まり、交付先の自主性を阻害しているおそれがあります。

また、補助開始当初は財務基盤が脆弱で、公的に支援する必要があった団体等でも、現在の財務状況によっては、補助金等を交付する必要性が薄れている可能性があることから、交付先の財務状況を決算関係書類などで確認する必要があります。

見直しガイドライン

- ①複数年にわたって交付額の4分の1を上回る繰越金や内部留保(積立金等)などの余剰資金を有していると認められる場合は、合理的な理由がない限り、補助金等の引き下げを行うこととします。

(11) 補助金等の評価基準の設定

補助金等の制度創設は、社会情勢等に敏感に反応し、適切な時期に速やかに行うことが重要ですが、目的を達成した後や効果が薄くなってからも補助金等を交付し続けることがないよう、制度設計に当たり、当該補助金等により今ある課題をどの程度解消したいか、いつまでに解消したいかなど、評価指標及び目標を設定する必要があります。

なお、令和5年度に行った補助金等の調査において、評価指標が空欄の補助金が多く見受けられたことから、『図表 補助金等の性質分類による評価指標設定の考え方』に基づき、全ての補助金に対して何らかの評価指標(補助金の効果が対外的に説明できる指標)を早期に設定し、見直し検討時に客観的な評価を行うこととします。

図表 補助金等の性質分類による評価指標設定の考え方

分類		評価指標	例
給付金等		個人・事業所へ給付を行った結果として、制度の趣旨を達成したことの効果を測定できる指標を設定。	・住民税非課税世帯への給付率 ・物価高騰対策支援率 等
団体運営補助金		行政の代行・補完として、公益的な団体を支援することによる波及効果を測定できる指標を設定	・当該団体による取組実績 ・当該分野における各種計画の指標 等
事業費補助金	イベント補助金	集客、地域活性化など、イベント等の趣旨や目的に沿う指標を設定	・当該イベントにおける参加者数 ・市外からの来訪者数 等
	建設補助金	助成する対象となる施設等について、公益上の必要性や同類施設等の充足性の視点による指標を設定	・市内の同類施設の数、整備面積 ・施設の利活用状況 等
	その他補助金	補助によって得られる効果等を測定できる指標を設定	・当該分野における各種計画の指標 ・各種普及率、実施率 等

見直しガイドライン

- ①全ての補助金等について、評価指標名、目標値、目標年度を設定することとします。
- ②評価指標は、補助金等の交付により発生する効果・成果を示すアウトカム(成果)指標※を基本とします。
- ③目標値は、客観的な評価が可能な定量的なものが望ましいものの、定量的な評価が難しい事業については、定性的な目標も可能とします。

※補助金交付の結果得られた成果を指します(補助金を何団体に支出した(活動指標)等ではない)。

(12) 実績報告等

地方公共団体の経費は、目的を達成するために必要かつ最小限で支出しなければなりません。補助金等においては、交付申請時の事業費に対し実際にかかった事業費が変動した場合、目的を達成できる最小限度の交付額となることが求められます。

また、補助事業が完了した場合は、各補助金等交付要綱に定める期日までに実績報告書等の書類提出を求め、事業が交付決定の内容に適合する形で実施されたかを適切に審査する必要があります。

特に、施設整備に対する補助金等については、他の補助金等に比べて1件当たりの補助額が大きく、整備された施設は将来にわたり利用されることから、補助事業の適切な履行について、実績報告時に書類等で入念に確認する必要があります。

見直しガイドライン

- ①事業内容の変更や事業実績の減により、交付決定額が実績に対して過大となる場合については、最終的に適切な交付額となるよう、変更決定や経費の精算を確実にすることとします。
- ②実績報告書の添付書類は、実施内容や金額が明確に確認でき、適切に内容の審査ができるものとします。
- ③「建設事業費補助金」における実績報告書の添付書類は、見積書、契約書、工事確認資料、請求書、支払を証する書面を基本とします。
- ④実績報告書の添付書類は、補助金等交付要綱に具体的に記載することとします。

(13) 情報公開・公表

補助金等は、市税や地方交付税等を原資に地方公共団体の予算として議会で議決されたものであり、奨励や支援という名の下に反対給付なく交付するものであることから、公募しているものだけでなく、非公募により特定の団体等に対し交付するものについても、市民等に対してその存在を公表し、補助金等を交付することについて説明責任を果たす必要があります。

見直しガイドライン

- ①全ての補助金等の概要を、市ホームページで公表することとします。

05 補助金等の見直しの方法

(1)見直しの終期

原則として、終期に合わせて見直しを行うこととします。ただし、終期到来前でも見直しの必要が生じた場合は、速やかな対応に努めることとします。

(2)見直しの方向性等の検討

見直し時期が到来した補助金等については、各所管課において基本的な視点や前述の見直しガイドラインに基づき様々な角度から検証を行い、廃止や縮小、継続など次年度以降における方向性や見直し内容を検討することとします。

(3)見直しの方向性等の決定

見直しに当たっては、『様式1 補助金等調書』及び『様式2 補助金等見直し調書』を作成し、政策評価や予算編成過程を経て、次年度以降における取扱いを決定することとします。

06 新規補助金等の制度設計

新たに補助金等を創設する場合は、本基本方針に基づき内容を十分に検討し、適正で効果的な補助金等となるよう制度設計を行い、政策評価制度において新規の市の事業として次年度以降実施することの可否を判断することとします。

なお、『様式3 新規補助金等チェックリスト』は、政策評価制度における新規事業等評価調書に添付するとともに、補助金等交付要綱の制定・改廃を行う際にも要綱案に添付し、財政課へ合議することとします。

07 その他

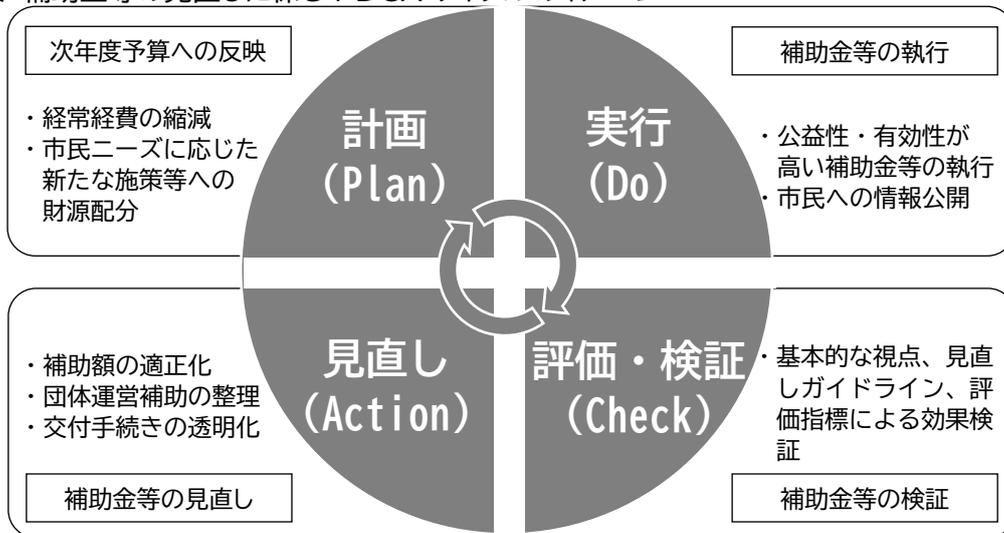
補助金等の申請にあたっては、補助要件を満たさない申請や記載内容の不備による修正等を防ぐため、申請書の様式を利用者にとって分かりやすいものとなるよう工夫し、電子申請を可能とするなど、市民サービスの向上や申請手続の効率化に努めることとします。

08 補助金等適正化の流れ

補助金等の見直しに当たっては、所管課において毎年度本基本方針で示した基本的な視点や見直しガイドラインにより適合状況を検証し、検証結果を踏まえ、補助金等の在り方や見直しの方向性を検討します。

また、所管課が検討した補助金等の在り方や見直しの方向性については、交付先団体等との調整を経て、次年度の予算に反映するPDCAサイクルにより効果的に実施します。

図表 補助金等の見直しに係る PDCA サイクルのイメージ



図表 補助金見直しにかかるスケジュール(案)

年度	時期(期限)	内容
令和5年度	6月上旬～ 9月中旬	補助金等調書の作成・提出(各所管課) 各補助金の情報収集・確認(財政課)
	9月27日	行革推進委員会による今後の方向性確認
	10月19日	補助金等の適正化に向けた基本方針策定(財政課)
	11月～ 令和6年2月	補助金等調書の修正・精査(各課・財政課)
	令和6年3月	補助金等調書の市 HP 上への公表
	令和6年3月～ 令和6年8月	基本方針に基づく各補助金等の見直し方法検討(各所管課) ・ 団体補助に関する交付先団体と協議 ・ 補助要件等の検証 等
令和6年度	～9月上旬	各補助金の見直し方法の決定、財政課への提出(各所管課)
	～10月末	政策評価制度を通じて各補助金等を評価(財政課)
	11月～	令和7年度予算への反映(各所管課による予算要求)
令和7年度		各補助金等の随時及び定期的な見直し

様式1

整理番号	-
------	---

補助金等調書

予算事業番号		予算事業名			担当部局		
補助金等の名称					担当課		
					担当班		
総合計画	基本柱	予 算 科 目			会計区分		
	政策				款(名称)		
	施策				項(名称)		
	施策細分				目(名称)		
	重点P				節(名称)		
根拠法令					細節(名称)		
交付要綱名					説明名称		
根拠個別計画							
制度開始年度		年度	前回見直し年度		年度		
補助期間		年度～年度(年間) ※補助要綱上					
次回見直し年度		年度					
性質	区分Ⅰ						
	区分Ⅱ						
補助事業の内容	目的						
	対象・要件						
	補助率等						
	財源						
	上乗せ・横出し補助	有・無	内容				
執行状況	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
	予算						
	決算						
	執行率						
実施状況	活動指標名				単位		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
	目標						
	実績						
評価	達成率						
	指標名				単位		
	目標値				目標年度		
現時点の達成状況							
補助の手段		概算払+精算払・前金払+精算払・部分払+精算払・精算払のみ・その他					
補助金等の概要公表ページ		http://www.city.minamishimabara.lg.jp/...../.....html					

本票は公表します

様式2

整理番号	-
------	---

補助金等見直し調書

予算事業番号		予算事業名		担当部局	
補助金等の名称				担当課	
				担当班	

1. 基本的な視点

評価項目	基準	評価	評価の理由	適否
公益性	①			適 or 否
	②			
必要性	③			
	④			
妥当性	⑤			
	⑥			
有効性	⑦			
	⑧			
公平性	⑨			
	⑩			

※基準の番号は、別紙の1. 基本的な視点の評価基準を参照

2. 見直しガイドライン

不適合項目番号	理由及び今後の対応方針

※不適合項目番号は、別紙の2. 見直しガイドラインを参照

3. 事業効果の検証

評価指標名	目標値・単位	達成状況

4. 見直しの方向性

方向性	内容及び理由

様式2 別紙

1. 基本的な視点

基本的な視点	評価基準	不適合と認められる判断基準
公益性	①補助事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	補助金等の効果が特定の団体等にとどまっており、他への波及効果が認められない
	②補助金等の効果が広く市民の利益に寄与しているか	
必要性	③現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	過去 2 年間に於いて、補助実績がない
	④適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要があるか	
妥当性	⑤補助額・補助率・補助対象経費等は適正であり、妥当かつ明確であるか	補助金交付団体等の前年度決算が、補助額以上の収支額(翌年度繰越金)となっている
		定額補助における補助額の根拠が不明
	補助金等交付要綱に、補助対象経費や補助要件についての明確な記載がない	
⑥近隣市の類似の補助金等と比較し、均衡を欠いておらず妥当であるか	他都市の類似の補助金等と比べ、補助額・補助率等が突出して大きい	
有効性	⑦補助事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮されているか	評価指標、目標値、目標年度を設定していない
	⑧委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が最適な手法であるか	本市からの依頼等により補助事業が実施されているなど、本来市が主体となつて行うべき事業の代替としての性質を有している、あるいは反対給付として役務の提供があると認められる
公平性	⑨補助交付先は適正・公平に決定されているか	補助目的を達成し得る対象が複数存在するが、特定の団体やイベント等を対象とした非公募の補助金等である
	⑩同一対象者に長期間にわたり補助金等を交付することで、特権的な恩恵を与えていないか	同一対象者に対し、同一目的かつ同一内容で 10 年以上補助金等を交付している

2. 見直しガイドライン

番号	不適合内容
1	国・県等の制度に基づき開始した補助金等であるが、制度終了後も市単独で補助を続けている
2	公募の補助金等であるが、十分な周知が図られていない
3	慶弔費など、公益性との結びつきが薄い経費を補助対象としている
4	人件費などに対する補助について、本市の水準を超えた部分まで補助対象としている
5	上乘せ・横出し補助について、国・県等の補助制度の考え方の確認や、本市独自に補助を行う必要性や効果の十分な検討をしていない
6	交付先の団体等において、補助額が総収入額の10%未満となっている【イベント事業費】
7	過去2か年における予算の執行率が50%未満である
8	複数年にわたって交付額の4分の1を上回る繰越金や内部留保(積立金等)などの余剰資金を有している
9	事業内容の変更や事業実績の減により、交付決定額が実績に対して過大となる場合について、変更決定や経費の精算を行っていない
10	実績報告書の添付書類として、適切に内容の審査ができる書類が提出されていない
11	実績報告書の添付書類として、見積書、契約書、工事確認資料、請求書、支払を証する書面が提出されていない【建設事業費】
12	補助金等交付要綱に、実績報告書の添付書類を具体的に記載していない

様式3

新規補助金等チェックリスト

予算事業番号		予算事業名		担当部局	
補助金等の名称				担当課	
				担当班	

1. 共通事項		
①	本来市が主体となつて行うべき事業の代替としての性質を有しているものや、反対給付として役務の提供があると認められるものではない	<input type="checkbox"/>
②	補助目的を達成し得る対象が複数存在する場合は、公募により広く補助対象者を募ることとしている	<input type="checkbox"/>
③	補助対象経費を、補助金等交付要綱に具体的かつ明確に記載している	<input type="checkbox"/>
④	慶弔費、交際費、懇親会費など、公益性との結びつきが薄いと判断される経費を補助対象としていない	<input type="checkbox"/>
⑤	人件費、報償費、旅費などについて、本市の水準までを補助対象としている	<input type="checkbox"/>
⑥	上乘せ・横出し補助について、国・県等の補助制度の考え方を確認し、本市独自に補助を行う必要性や効果を十分に検討している	<input type="checkbox"/>
⑦	評価指標、目標値、目標年度を設定している	<input type="checkbox"/>
⑧	補助金等交付要綱に、実績報告書の添付書類として、適切に内容の審査ができる書類を具体的に記載している	<input type="checkbox"/>
2. イベント事業費補助金		
①	交付先の団体等において、補助額が総収入額の10%以上となる見込みである	<input type="checkbox"/>
3. 団体運営補助金		
①	複数年にわたつて交付額の4分の1を上回る繰越金や内部留保(積立金等)などの余剰資金を有していない	<input type="checkbox"/>
4. 建設事業費補助金		
①	実績報告書の添付書類として、見積書、契約書、工事確認資料、請求書、支払を証する書面を基本としている	<input type="checkbox"/>
5. その他特記事項(自由記述)		